

## ART Pay Software License Agreement

本「ART Pay Software License Agreement」（以下「本利用許諾書」といいます）は、ART Pay 及び CARE GUARD（以下「本サービス」という）の利用等に関する各契約（以下「利用契約」といいます）に付帯する契約であって、利用契約をアート・フィナンシャルサービス株式会社（以下「当社」といいます）との間で締結した者（以下「甲」という）が、本ソフトウェア等（第2条にて定義します）を、本利用許諾書記載の条件にて利用することを許諾するためのものです。

## 第1条（適用範囲）

本利用許諾書は、甲が本サービスを利用する場合に適用されます。当社は、甲が当社のシステムを実際に利用した場合、甲が本利用許諾書記載の条件を承諾したものとみなします。利用契約と本利用許諾書との規定に矛盾が生じた場合は、本利用許諾書の規定が優先して適用されるものとします。

## 第2条（定義）

用語の定義は本利用許諾書において以下の各号の用語は、当該各号記載の意味を有するものとします。

- (1) 「本ソフトウェア」とは、当社のシステム上で甲に提供する当社のソフトウェア製品「ART ペイメントサービス」及びこれらの更新版の総称をいいます。
- (2) 「本ドキュメント」とは、本ソフトウェアを利用するためのユーザーガイド及びマニュアル並びにそれらの改訂版（いずれも電子媒体等で提供されるものを含まず）をいいます。
- (3) 「本ソフトウェア等」とは、本ソフトウェアと本ドキュメントの総称をいいます。
- (4) 「施設 ID」とは、本サービスを利用する甲の介護施設を識別するための当社所定の符号（IDENTIFICATION）をいい、介護施設1つごとに対し1つ必要となります。
- (5) 「本決済事業者」とは、本サービスに含まれるいずれかの決済方法を提供する主体となっている事業者、及び、その提携事業者であって当社と当該決済方法の取扱いに関する契約を締結している事業者又は当社がその提携事業者である場合には当社の総称をいいます。
- (6) 「本加盟店契約」とは、甲と本決済事業者との間における本決済事業者の所管する決済方法の利用に関する契約及びこれに付帯し又は関連する規約、規則、合意書、覚書等の総称（加盟店契約等名称の如何を問いません）をいいます。

## 第3条（利用許諾）

当社は、甲に対し、甲と当社との間で別途合意した場合を除き、利用契約が締結されていることを条件として、本利用許諾書及び本ドキュメントに明記された規定に従って、甲による本サービスの利用を唯一の目的として、本ソフトウェア等を利用する譲渡不能かつ非独占的な利用権を許諾します。また、甲は、甲が自己の本サービス利用に関する業務を委託する第三者に対し、当該第三者が本利用許諾書の規定（利用契約の締結は含みません）に従うことを条件に、本ソフトウェア等を利用させることができます。かかる場合、甲は当該第三者による本ソフトウェア等の利用について、当該第三者が本利用許諾書を遵守していることについて責任を負うものとします。

2. 本ソフトウェアは施設 ID に対応する仮想店舗を通じて行う信用販売又はその他の販売においてのみ利用することができます。甲は、施設 ID の範囲を超えて本ソフトウェアを利用する場合は、当社が別途定めるところに従い、新たに当社から追加の施設 ID の発行を受ける必要があります。新たな施設 ID の範囲内で利用する本ソフトウェアについても、本利用許諾書の規定が適用されます。

3. 当社は、本ソフトウェア等の改良、改変等のカスタマイズを甲が要望した場合は、当該カスタマイズが可能

か否かを含め当該カスタマイズ費用について甲と別途協議の上、別途合意した所に従って当該カスタマイズを行うものとします。カスタマイズ後の本ソフトウェア等の利用許諾及びその他の条件についても本利用許諾書の規定が適用されます。

4. 利用契約の締結前に甲が本ソフトウェアを利用する場合の取り扱いについて以下の各号に定めるとおりとします。

(1) 甲が本サービス利用のために本ソフトウェアの検討又は検証若しくは評価目的（開発、試作目的は禁止）でのみ利用することを条件に、甲に対し無償で利用許諾します。

(2) 利用期間は別途当社との間で定められた期間とし、当該期間中に利用契約を締結した場合は、利用契約の締結日の前日までとします。

(3) 前項の期間中の本ソフトウェアについても、前三項及び第5条の定めを除き本利用許諾書の規定が適用されます。

#### 第4条（ID 及びパスワードの管理等）

甲は、当社から提供を受けた ID 又はパスワードの漏洩、紛失、毀損等の事故が生じないよう厳重に管理するものとします。甲は、当該提供を受けた後遅滞なく、当社所定の方法により当該パスワードを変更し、当該変更後のパスワードについても適宜の時期に変更する等の方策を含め、適切な管理を行うものとします。

2. 甲は、前項の ID 又はパスワード（甲による変更後のものを含む。以下本項及び第3項において同じ）が正当な権限なく使用されたことを認識した場合には直ちに、その旨を当社へ通知する。当社は、当該通知を受けた場合には直ちに、当該 ID 又はパスワードを無効化するものとします。

3. 第1項の ID 又はパスワードが正当な権限なく使用されたことによって甲に生じた損失、損害等については、当社は一切責任を負わないものとします。但し、当該 ID 又はパスワードが正当な権限なく使用されたことを当社が知り若しくは重大な過失によって知らなかった場合又は当社の責めに帰すべき事由に基づいて前項の無効化が遅延したことに起因する損失、損害等についてはこの限りではありません。

#### 第5条（制限事項）

当社による甲に対する本ソフトウェア等の利用許諾は、本ソフトウェア等に関連し当社が保有する権利又は第三者が保有し当社が正当にその利用許諾を受けたいかなる権利についても甲に譲渡するものではありません。

2. 甲は、本ソフトウェア等の利用において以下の各号の行為を自らしてはならず、又は第三者をして行わせてはならないものとします。

(1) 本ソフトウェア等の表示又は財産権に関する注意事項の表示を削除又は変更すること

(2) 本ソフトウェアのリバース・エンジニアリング、逆アセンブル又は逆コンパイルを行うこと（但し、相互運用性検証のため必要不可欠な場合を除きます）

(3) 本ソフトウェア等の翻案、改変を行うこと

(4) 当社の事前の書面による承諾なく、本ソフトウェアのベンチマークテストの結果を開示すること

(5) 本利用許諾書に別段の定めがある場合又は当社の書面による承諾を得ている場合を除き、第三者に対し本ソフトウェア等を再利用許諾、頒布又は貸与すること

#### 第6条（ライセンス料）

甲は、第3条に基づく本ソフトウェア等の利用許諾の対価として以下の一覧表に記載の費用（以下「ライセンス料」といいます）及びこれらに対する消費税等相当額を、甲が利用する施設 ID ごとに当社に支払うものとします。その支払方法に関しては、当社が指定する銀行口座に振込により支払うものとします。なお、当該振込に

係る手数料は甲の負担とします。

サービス種別	初期導入費	月額ライセンス料
ART Pay クレジット+口振	8,000 円（消費税別）	無料
ART Pay クレジット	5,000 円（消費税別）	
ART Pay 口振		
ART Pay SE		
CARE GUARD コレクト		

2. 甲は、本ソフトウェア等又は本サービスを一度も利用しなかった場合であっても、前項に基づく支払を免れないものとします。

3. 当社は、甲へ本ソフトウェア等を提供した後に、甲が本サービス若しくは本ソフトウェア等を一度も利用せず又は本利用契約が事由の如何を問わず終了した場合であっても、受領済みのライセンス料及びこれに対する消費税相当額を甲に返還する義務を負わないものとします。

#### 第7条（システム利用料）

甲は、第3条に基づく本ソフトウェア等のシステムの利用料として以下の一覧表に記載の費用（以下「システム利用料」といいます）及びこれらに対する消費税等相当額を甲が利用する施設 ID ごとに当社に支払うものとし、その支払方法に関しては、当社が決済売上金代理受領に関する規約に基づき代理受領した金員から差し引く方法、若しくは当社が指定する銀行口座に振込により支払うものとし、なお、当該振込に係る手数料は甲の負担とします。ただし、当社は、施設 ID ごとに当社と保証委託契約を締結している入居者に係る区分Ⅱのシステム利用料については、甲に対して請求しないものとします。

2. 前項ただし書にかかわらず、本サービスの種別が「CARE GUARD コレクト」の場合に係るシステム利用料は、入居者における保証委託契約の締結の有無によらず、甲に対して請求するものとします。

区分	サービス種別	項目	金額 (消費税別)
I	ART Pay クレジット	取消処理料	20 円/件
II	ART Pay 口振 ART Pay SE CAR GUARD コレクト 口座振替のみ	口座振替売上処理料	180 円/件
		口座振替登録手数料（WEB）	400 円/件
		口座振替登録手数料（用紙）	150 円/件
		口座振替決済店舗管理費用	1,000 円/月
		システム基本料	1,000 円/月

#### 第8条（第三者への委託）

甲は、利用契約に特別の定めがある場合を除き、利用契約に基づく甲の業務を第三者に委託（請負及び委任を含みます。以下同じ）することができるものとします。但し、当社の事前の書面による同意を必要とします。

2. 当社は、利用契約に基づく当社の業務を第三者に委託することができるものとします。

3. 甲及び当社は、各自、利用契約に基づく自己の業務の全部又は一部を第三者に委託する場合には、当該委託先の行為に起因して利用契約に違反することのないよう、当該委託先に対する適切な指導、監督を行うものとします。

#### 第9条（秘密保持等）

甲及び当社は、各自、以下の各号のいずれか一つに該当する場合を除き、利用契約の締結又は履行に関連して取得した一切の情報（開示の状況から客観的かつ合理的に秘密と認識できる情報に限ります。以下「本情報」と総称します）を秘密として保持し、第三者に開示し、提供し又は漏洩してはならないものとします。但し、本情報には、相手方又は本決済事業者等に関する情報、本サービスの利用に係る商品の販売又は提供に関する情報及び本ソフトウェア等に関する情報が含まれ、かつ個人情報保護法（改正された場合には改正後の内容によります）上の個人情報又は個人関連情報（以下単に「個人情報等」といいます）に該当する情報が含まれるものとします。

（１）事前に相手方から書面による同意を得た場合

（２）本条第９項、第１１条第３項その他利用契約に基づく場合、本サービスの提供又は当社が本決済事業者である場合には本決済事業者として決済方法を提供する際に必然的に伴う場合

（３）利用契約上許容される自己の業務の委託に必要不可欠な範囲で当該委託に係る委託先に開示し又は提供する場合

（４）本サービスの利用に係る甲の商品の販売若しくは提供等の実行若しくは当該販売若しくは提供等に係る契約の履行に必要な場合、本サービスの利用に係る本加盟店契約に基づく場合又は当社と本決済事業者等との間の本サービスに関連する契約に基づく場合

（５）弁護士、公認会計士、税理士等の法令上の守秘義務を負う専門家への本利用契約に関連した相談、依頼等に伴って当該専門家に開示する場合

（６）法令に基づく場合（事前に相手方に通知することが当該法令の趣旨に反することとなる場合を除き、当該開示について事前に相手方に通知した場合に限ります）

（７）当社が当社のグループ会社、GMOペイメントゲートウェイ株式会社（以下「PG社」といいます）及び株式会社ココエムに本情報を共有する場合

（８）甲が第三者の連絡先を甲の連絡先その他の連絡先として当社に届け出た場合であって、当社が本サービスの提供に関連して当該第三者に開示し又は提供する場合

２．甲及び当社は、各自、前項第１号又は第３号に基づいて本情報を第三者に開示する場合には、当該第三者に対して本条に基づく自己の義務と同等の義務を予め課すものとします。

３．甲及び当社は、各自、利用契約の履行及びPG社が本決済事業者である場合には本決済事業者としての決済方法の提供（本サービスを含むPG社及びそのグループ会社の商品の安定運用、改善及び商品開発並びに利用契約上許容される委託を行うことを含みます）以外の目的で本情報を利用（複製を含みます）し又は使用してはならないものとします。但し、当社は、本サービス以外の当社の商品又は当社のグループ会社若しくは提携先の商品を甲に紹介する目的及び本サービス以外の当社の商品を甲に提供する目的並びに当社のホームページに掲げる個人情報の取扱いに関する方針等において定められている目的（将来変更された場合はその変更後のもの）のいずれかのために甲に関する本情報を利用することができるものとし、かつ第１項第１号、第４号、第５号、第６号及び第７号の除外事由は本項による利用又は使用の制限に関して準用するものとします。

４．当社は、本情報を、その取得又は作成の日から、当該本情報に係る決済方法に係る本加盟店契約及び当社と当該本決済事業者等との間の本サービスに関する契約がそれぞれ保存を要求する期間中又は法令等により当社が必要と判断する期間中保存できるものとします。当社は、当該保存期間がいずれも経過した場合、当該保存していた本情報を甲に何らの通知をすることなく消去できるものとします。

５．前項の場合を除き、甲及び当社は、各自、相手方から請求を受けた場合には、速やかに、自己及びその委託先が保有している本情報のうち当該請求部分に係るものを相手方へ返還し又は消去するものとし、消去した場合において相手方から請求を受けた場合には、当該消去を証する書面を速やかに相手方へ提出するものとします。

6. 甲及び当社は、各自、本情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他本情報の安全管理を図るために必要かつ適切な措置（閲覧・ハッキング防止対応等システム上の措置を含みますが、これに限られません。）を講じるものとします。かかる措置には少なくとも以下の各号に掲げるものが含まれるものとします。

（１）本情報を取り扱わせる自己の役員若しくは従業員又は派遣労働者（以下「役職員」と総称します）を必要最小限の者に限ること

（２）本情報を取り扱わせる役職員のうち自己の役員及び従業員についてはその退職後も継続する機密保持義務、利用目的制限、返還義務等の義務を適切に課し、派遣労働者については同様の義務を課すことを派遣元に義務づけた上で、教育訓練を施すなど当該役職員に対する必要かつ適切な監督を行うこと

7. 以下の各号のいずれか一つに該当した本情報については、当該該当の時以降、前六項は適用しないものとします。但し、当該本情報が個人情報等に該当する場合はこの限りでなく、なお前六項が適用されるものとします。

（１）取得時に既に公知であった場合又は取得後に自己の責めに帰すべき事由に基づかずに公知となった場合

（２）第三者から秘密保持義務を負うことなく正当な手段で取得した情報と同一内容の場合

（３）本情報に依拠せずに自ら独自に開発、創作等した情報と同一内容の場合

8. 利用契約の定めにかかわらず、当社は、本サービスの提供に関連して取得し又は作成したデータをその取得又は作成の日から7年間保存し、その保存期間中に本決済事業者等から要請を受けた場合には速やかに、当該本決済事業者等へ当該データを提供できるものとします。

9. 前項及び第11条第3項に基づく場合のほか、当社は、本決済事業者等から要請を受けた場合には、甲に関する情報又は甲が行った本サービスの利用に係る情報を当該本決済事業者等に提供することができるものとします。

10. 当社は本サービスを含む当社及びそのグループ会社のサービスの安定運用、改善及び発案を目的として、属性等を識別しない通信データ、ログデータ等を数量化・総量化された利用状況等を把握するための根拠資料等として再利用する可能性があるものとし、甲はこれを予め承諾するものとします。

#### 第10条（事故発生時の対応）

甲の保有する本情報が、漏洩、滅失若しくは毀損し又はそのおそれがある場合には、甲は、遅滞なく自己の費用負担で以下の措置を採らなければならないものとします。

（１）漏洩、滅失又は毀損の有無を調査すること（デジタルフォレンジック調査を含みます）

（２）前号の調査の結果、漏洩、滅失又は毀損が確認されたときには、その発生期間、影響範囲（漏洩、滅失又は毀損の対象となった本情報の特定を含みます）その他の事実関係及び発生原因を調査すること

（３）上記の調査結果を踏まえ、二次被害及防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実行すること

（４）漏洩、滅失又は毀損の事実及び二次被害防止のための対応について必要に応じて公表し又は影響を受ける者に対してその旨を通知すること

2. 前項柱書の場合であって、漏洩、滅失又は毀損の対象となる本情報の範囲が拡大するおそれがあるときには、甲は、直ちに本情報その他これに関連する情報の隔離その他の被害拡大を防止するための措置を講じなければならない。

3. 甲は、前二項に定める措置を講じないことを原因として本決済事業者等又は当社に生じた損失、損害等の全てを賠償又は補償するものとします。

4. 甲は、第1項柱書の場合には、直ちにその旨を当社及び本決済事業者に対して報告すると共に、当社又は本決済事業者が要求する場合には遅滞なく、第1項各号の事項につき、以下の各号の事項を報告しなければならないものとしします。

- (1) 第1項第1号及び第2号の調査の実施に先立ち、その時期及び方法
- (2) 第1項第1号及び第2号の調査につき、その途中経過及び結果
- (3) 第1項第3号に関し、計画の内容並びにその策定及び実施のスケジュール
- (4) 第1項第4号に関し、公表又は通知の時期、方法、範囲及び内容
- (5) 前各号のほかこれらに関連する事項であって当社又は本決済事業者が要求する事項

5. 本情報が漏洩、滅失又は毀損した場合であって、甲が遅滞なく第1項第4号の措置をとらない場合には、当社又は本決済事業者は、事前に甲の同意を得ることなく、自らその事実を公表し又は漏洩、滅失又は毀損した本情報に係る者に対して通知することができるものとしします。

6. 甲が本情報を漏洩、滅失若しくは毀損した場合、本情報の目的外利用をした場合、又はそれらのおそれがあると認められる場合に当社又は本決済事業者等に損失、損害等が発生した場合には、甲は当該損害等の賠償をするものとしします。この場合、甲の保有する本情報の一部が漏洩、滅失若しくは毀損した事実が認められる場合、又は、漏洩、滅失若しくは毀損の可能性があると第1項第1号の調査等によって認められる場合（ログ改ざんやサーバ交換等漏洩、滅失又は毀損の証拠を散逸させるおそれのある行為によって漏洩、滅失又は毀損の事実が明らかにできなくなった場合も含みます）、当該漏洩、滅失若しくは毀損の事実がないことを甲が合理的に証明できない限り、当該本情報について、漏洩、滅失若しくは毀損したおそれがあると認められるものとして取扱うものとしします。

#### 第11条（調査・改善等）

甲は、本サービスの利用につき、甲と本決済事業者間の契約、利用契約若しくは法令に違反している疑いがある場合又は当社若しくは本決済事業者から要請を受けた場合には、遅滞なく、その是正及び再発防止のために必要な調査（デジタルフォレンジック調査を含みます。以下同じ）を自己の費用負担と責任で実施し、当該調査の結果に基づき、是正及び再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実施するものとしします。この場合、甲は、その都度遅滞なく当社に調査結果並びに是正及び再発防止のための計画の内容並びにその策定及び実施のスケジュールに関する報告を行うものとしします。

2. 当社は、甲が甲と本決済事業者間の契約、利用契約若しくは法令に違反している疑いがあると判断した場合又は本決済事業者から要請を受けた場合には、甲に対し、必要な事項について調査若しくは回答を請求し、又は甲の本サービスの利用に係る商品の販売若しくは提供の態様、宣伝広告、取扱商品等について相当な方法によって当差自ら調査することができるものとしします。この場合、甲は、当該請求を受け又は当社自身による調査開始を通知された後直ちに、当該請求に応じ又は当社による調査に協力するものとし、当社が当該調査にかかった全ての費用（デジタルフォレンジック調査会社や各種専門家への再委託費用を含みます）を負担するものとしします。

3. 当社は、前二項の甲からの報告若しくは回答又は当社の調査により取得した情報、資料等を、本決済事業者等へ提出することができるものとしします。

4. 当社は、以下の各号のいずれか一つに該当する事由が生じた場合には、当該事由に関連する甲の本サービスの利用に係る宣伝広告等について、改善又は停止を請求することができるものとし、甲は自己の費用負担によってその請求に従うものとしします。

- (1) 甲の本サービスの利用に係る商品の販売若しくは提供の態様又は宣伝広告等が甲と本決済事業者間の契約、利用契約又は法令に違反し又は違反するおそれがあると相当の根拠をもって当社が認める場

合

(2) 本決済事業者又は当社が、第三者から、甲の本サービスの利用に係る宣伝広告等に関連して当該第三者の著作権、名誉、信用、プライバシー等の権利若しくは法的利益が侵害された旨の主張を受けた場合

(3) 当社から第2項に基づく調査の請求を受けた場合

(4) 本決済事業者が甲の本サービスの利用に係る宣伝広告等を不相当と認めた場合（その理由が本決済事業者から開示されたか否、開示されたとして当該理由が甲を納得させるか否かは問いません）

5. 甲は、前四項に定める調査や措置を講じないことを原因として本決済事業者等又は当社に生じた損失、損害等の全てを賠償又は補償するものとします。

#### 第12条（権利義務の譲渡禁止等）

甲は、事前に当社から書面による同意を得た場合を除き、利用契約に基づく自己の権利若しくは義務又は契約上の地位を第三者に譲渡し、承継させ、貸与し又は自己若しくは第三者のための担保の用に供してはならないものとします。

2. 前項の定めにかかわらず、甲が利用契約に基づく甲の当社に対する債権を当社以外の第三者に譲渡した場合、甲及び当社は以下の各号の対応を行うものとします。当該債権譲渡又は当社による支払いによって甲に生じた損失、損害等について当社は一切の責任を負わないものとします。

(1) 甲は、当該債権譲渡の事実を速やかに当社に通知するものとします。

(2) 当社は、当該債権の譲受人が請求した場合には当該譲受人に対して支払うことで、甲に対する債務も消滅するものとし、甲はこれに異議を述べません。

(3) 当社は、当社の裁量で当該債権を供託することができ、甲はこれに異議を述べず、また当該債権の譲受人をして異議を述べさせないものとします。

3. 当社が前項に定める当該債権の譲受人に支払った後に、本決済事業者から当該債権の解除、買戻又は返還請求を受けることにより生じる原状回復義務等の債務に対して、甲はなお当該第三者と連帯して責任を負うものとします。

4. 前項に基づき、当社が甲の債権の譲受人に対して履行の請求をしたときは、甲に対してもその効力が生じるものとします。

5. 前項の定めは、甲の委託者に対する履行の請求についても準用するものとします。

#### 第13条（甲による問い合わせ等への対処及び補償）

甲は、甲の情報漏洩に関する問い合わせ等、苦情又は裁判外若しくは裁判上での何らかの請求若しくは紛議（以下「問い合わせ等」と総称します）については、直ちに当社に通知すると共に、自己の責任と費用負担において速やかにこれらに対処して解決するものとし、これらの問い合わせ等によって当社又は本決済事業者等が何らかの損害を受けた場合には、甲がその損害の一切を補償するものとします。

2. 前項の場合の他、利用契約、本サービスの利用及び当該利用に関連して本決済事業者等又は第三者から当社に対し裁判上又は裁判外の請求がなされ又はなされるおそれがある場合、甲は、当社に一切の責任や負担を負わず、自己の責任と費用負担において当該請求に速やかに対処して解決するものとし、当該請求によって当社に何らかの損失、損害等が生じ又は生じるおそれがある場合（判決や命令による場合に限らず、当社の自由裁量に基づき賠償又は補償を選択した場合を含む）には、甲はこれを全て賠償又は補償し、当社にいかなる損失、損害等及び負担を負わせないものとします。

#### 第14条（保証及び免責）

当社は、本ソフトウェアが全ての主要な点において該当の本ドキュメント記載の機能を有することを保証します。

2. 当社は、本ソフトウェアが本ドキュメント記載の機能を有していない場合、保証義務違反を発生させた本ソフトウェアを補正するための商業的に合理的な努力をします。但し、当社が商業的に合理的な方法で保証義務違反を実質的に補正できない場合は、甲は本ソフトウェア等の利用を終了し、利用契約を終了させることができます。

3. 当社は本ソフトウェアがエラーや中断が無く稼働することを保証せず、またエラーの全てを補正することを保証しません。前項の定めが当社の唯一の責任であり、前項以外の明示的あるいは黙示的な保証や条件は一切無いものとします。

4. 当社は、情報漏洩事案またはシステム障害（サーバーダウン、サイバー攻撃、通信障害、システム遅延等）が発生した場合、事態発生の検知から6時間以内に、甲及びPG社に対して速やかに通知を行います。通知は、本ソフトウェア等による方法、若しくは甲及びPG社が提供した連絡先に対し、電子メール、電話、またはその他適切な方法で行うものとし、通知内容には、事案の概要、影響を受けた機能、修復の進捗状況、及び事態を最小限に抑えるための具体的な措置が含まれます。

5. 本ソフトウェア等の利用において情報漏洩が発生した場合、情報漏洩が当社の責任によるものであった場合、当社は甲が受けた直接的な損害を加入するサーバーセキュリティ保険の補償範囲において賠償する義務を負いますが、間接的な損害、または情報漏洩による業務上の損害については一切の責任を負わないものとします。

#### 第15条（第三者からの申立てに対する対応）

第三者から、甲に対して本ソフトウェア等が当該第三者の知的財産権を侵害しているとの苦情又は裁判上若しくは裁判外での請求（以下「クレーム」と総称します）が提起された場合には、当社は、甲が以下の各号全てを実施することを条件に、甲にクレームに起因する甲の損失の補償を利用契約の範囲内で行うものとします。

（1）クレームの通知を受けてから30日以内に当社に書面で通知をすること

（2）当社に防御と解決のためのあらゆる交渉を単独で行わせること

（3）当社がクレームに対する防御又は解決に必要とする情報、権限及び協力を当社に与えること

2. 本ソフトウェア等が第三者の知的財産権を侵害していると判断された場合、又は当社が認めた場合には、当社は、本ソフトウェア等を侵害にならないような（実用性又は機能性を実質的に損なわずに）修正、又は継続して利用できる使用权の取得のいずれかの措置をとることができ、これらいずれの措置も商業的に合理的でない場合には、当社は本ソフトウェアの利用許諾を終了し、本ソフトウェア等の返却を求め、利用契約を終了します。

3. 以下の各号のいずれかに該当する場合、当社は甲に対して第1項に基づく補償を行わないものとします。

（1）甲が本利用許諾書及び本ドキュメントに定めた利用範囲を超えて本ソフトウェア等を利用した場合

（2）最新版の本ソフトウェア等を甲が利用していれば侵害が避けられた場合に、甲が旧バージョンを利用していたことに起因してクレームを受けた場合

（3）本ソフトウェア等を当社が提供したものではない製品やサービスと組み合わせたことに起因する侵害の場合

4. その他クレームに関する当社の責任は、本条に定めるものに限られるものとします。

#### 第16条（利用権許諾の終了）

甲が本利用許諾書記載の条件に違反し、当社からの書面による催告があった後 30 日以内に違反を是正しないときは、当社は本利用許諾書により甲に対して本ソフトウェア等の利用許諾及び利用契約の全部又は一部を終了させることができます。

2. 別段の定めがある場合を除き、利用契約が終了した場合は本利用許諾書に基づく利用許諾も何らの通知及び催告もなく終了するものとします。

3. 本利用許諾書について甲の債務不履行が発生した場合、甲は本利用許諾書に基づく本ソフトウェア等の利用はできないことに同意します。

4. 利用許諾の終了後においても、第三者からの知的財産権侵害主張に対する対応、ライセンス料の支払等、性質上存続すべき事項は、本利用許諾書終了後も引き続き有効に存続します。

5. 本ソフトウェア等の利用許諾が理由の如何にかかわらず終了した場合、甲は直ちに本ソフトウェア等の利用を取り止め、本ドキュメント等 当社から提供を受けている資料等を返還し又は廃棄若しくは消去しなければならず、当社が要求を受けた場合は直ちに当該廃棄又は消去を証する書面を当社に提出するものとします。

#### 第17条（監査）

当社は、事前に書面で通知することにより、甲による本ソフトウェア等の利用状況について、監査を行うことができます。甲は当社による監査に協力し、合理的な範囲内で助力及び情報を提供することに同意します。

2. 前項の監査の結果、甲に利用許諾された範囲を超えて本ソフトウェア等を利用していることが判明した場合、当社は超過分のライセンス料を請求できるものとし、甲は当社の書面による通知から 30 日以内に当該請求金額を支払うことに同意します。甲から当該請求金額が支払われない場合、当社は、利用契約を終了させることができます。かかる場合、甲に対する本ソフトウェア等の利用許諾は当然に終了します。

#### 第18条（本利用許諾書の改定）

当社は、本利用許諾書を変更する場合、その影響及び本サービスの運営状況などに照らし、適切な時期及び適切な方法によりお客さまに通知するものとします。変更後の規約は、当社が定めた日又は当社所定の一定の予告期間が経過したときにその効力を生じるものとします。